

書評

内田尚孝著

『華北事変の研究—塘沽停戦協定と華北危機下の日中関係 1932－1935年—』

西村成雄

I

本書は、内田尚孝氏の博士論文『華北をめぐる日中関係の研究—『満洲事変』～盧溝橋事件を中心に』の前半部分を核として、1935年にいたる華北地域を舞台とした日中関係の政治外交史研究としてまとめられた。主として日本外交史料館、国立公文書館、防衛庁防衛研究所図書館、国立国会図書館憲政資料室の史料と中国第二歴史档案館、国史館（蔣中正總統檔案、外交部檔案、閻錫山檔案）、中国国民党中央文化伝播委員会党史館の所蔵史料を基礎とし、アメリカのフーヴァー・アーカイブズ（宋子文文書）、コロンビア大学図書館（黃郛文書）などを駆使した新たな研究水準を切り拓く実証的成果といえよう。

本書の構成は次のとおりとなっている。

序章（課題／先行研究／「革命途上」の中国／1930年代の華北）

第一章 日本の対熱河認識と熱河作戦実施に向けた政策形成過程

第二章 長城抗戦と「灤東作戦」

第三章 塘沽停戦協定の成立過程

第四章 塘沽停戦協定善後交渉

第五章 塘沽停戦協定をめぐる日中間矛盾の拡大

第六章 「梅津何応欽協定」

第七章 北平政務整理委員会の廃止

第八章 冀察政務委員会の成立過程

終章（「満洲国」問題／塘沽停戦協定破棄問題／「華北問題」の軍事化／日中全面戦争へ）

II

序章の「課題設定」で、著者は「華北事変（The H uapei Incident）」期と認識される1933～35年にわたるほぼ3年間について、華北地域政治空間をめぐる日中双方向の政治外交史として実証分析を行なうとする（本書、6頁、以下頁のみの引用とする）。

もちろん、この領域は日本近代外交史研究としての豊富な蓄積があるのみならず、中国側の同時代史的分析あるいは研究書なども含め、さらには欧米での実証研究にも無視しえぬ多くのすぐれた成果がある。先行研究の論点整理も、そうした到達点にふれながら、塘沽停戦協定がまさに停戦協定でしかなく、その後日本側が「華北分離工作」段階へと接続させた政治的軍事的意思とその現実を内在的に分析する必要性を強調する。その場合、中国側「現地から中央に至る動向や対応」の実証的復元が不可欠の課題だとする（12-13頁）。また、蒋介石の自國認識としての「革命途上国家」論は、「国民国家建設途上」にあるという政治的言説であり、汪兆銘のいう中央財政権の行使状態は「浙江、江蘇、安徽、江西、河南の5省のみで湖北は半分」とする現状認識と対応しており、それは形成途上という意味での「不完全な国民国家（主権国家）」であったとする（15頁）。しかし、こうした現状認識と、当時の日本側の主流的言説としての「支那ハ崩壊（disintegration）ノ道程ヲ辿リツツアリ」（松岡洋右）「支那ハ統一セラルヘキモノニ非ス」（岡村寧次）という中国認識とには大きな乖離があるとし、その乖離の生じた実態をどのようにとらえるのかが分析課題のひとつとして位置づけられる（16頁）。ここに、本書のライト・モチーフがある。

では「華北事変」期を分析する本書は、華北地域社会とその政治空間のさまざまな構成要素をどのようにとらえているのだろうか。評者の関心から本書を通底するひとつの論点を抽出し、「華北事変」に占めるその歴史的意味をとりあげたい。その限定のなかで本書の議論を位置づけてみよう。

通底するひとつの論点とは、「満洲国要因」あるいは「東北要因」がどのように華北地域政治と国民政府のナショナル・イシューとしての政治統合政策に影響したのかという課題である。それは「終章 第一節」で『満洲国』問題（262頁以下）としてとりあげている論点にほかならず、1935年7月1日の広田弘毅外相と駐日大使蔣作賓の会談に集約されている。広田弘毅外相は「貴国にとって最善なのは『満洲国』の即時承認で」「そうすれば一切の事件は一刀両断に解決する」と主張し、蔣作賓大使は「わが国は如何なる人であれ、これを口にしようとはしない。これは、絶対に不可能である」と強調していた（263頁）。このパーセプション・ギャップこそ、1931年「満洲事変」以来の岩盤とでもいべきものであったが、これは日中双方の論理のなかにどのように位置づけられてきたのだろうか。本書が言及する論点を抽出してみよう。

III

第一章にあっては、熱河作戦期をとりあげているが、その基軸となる判断は、次のようなものであった。1932年7月7日「参謀本部参謀次長」真崎甚三郎は、「支那駐屯軍参謀長」菊池門也との会談で「[張]学良ヲ如何ニシテ倒スヤ」と述べ、さらに「[張]学良ニ代ル者ハ如何。親日政権ハ何人作ルカ」と、華北地域政治の転換を主張した（39頁）。その後、1933年2月17日天皇の「張学良を飽迄倒すの意見陸軍にありや」とする質問を受けた「侍

従武官長」奈良武次に参謀次長の真崎甚三郎などは「張学良は三省会議にて打倒するに決したと返答していたとする（48 頁）。ここには、満洲事変後 1931 年 12 月 16 日北平綏靖公署主任となり、翌 32 年 8 月 19 日には軍事委員会北平分会代理委員長に就任していた東北軍張学良権力の存在が前面に出されている。日本側は、熱河は「満洲国」の一部であるとし、「外交的手段其効ナキニ至ラハ必要ノ兵力ヲ以テ為シ得ル限り直路平津地方ヲ衝ク」のが基本とされていた（48 頁）。張学良は、熱河抗戦に敗北し 3 月 12 日辞職したが、後任には何応欽（軍政部長）が兼任するにいたる。

第二章では、陸軍中央の公認のもとに「閔内作戦」を展開することになった 1933 年 5 月 3 日付「閔作命第 503 号」は、「北支方面ノ敵ハ依然挑発的態度ヲ継続シ」と判断し、「軍ハ更ニ敵ニ鉄槌的打撃ヲ加ヘ其挑戦的意思ヲ挫折セシメン」と指示していたことを確認している（68 頁）。華北における中国側の「挑発・挑戦」的行為と日本側が判断する限り、さらに軍事行動を拡大できるとするものであった。

第三章は、1933 年 5 月 31 日の「塘沽停戦協定」が「軍事レベルの『停戦』」に帰結することを解明する。その日中の対立点こそ、中国側黄郛らへの国防会議の指示（5 月 25 日）にいう「傀儡組織の承認および東北四省の割譲」要求に対しては「いかなる犠牲であろうと回避せず」にあったこと、さらに「万やむをえぬ場合には、軍事に限定し、政治には渉らず、さらに協定には東北四省を放棄し、傀儡組織を承認するというような疑わしい言葉がないように留意しなければならない」とする点にあった（95-96 頁）。しかも、協定のレベルは、「北平政務整理委員会や軍事委員会北平分会」との間の非公式ルートであることとしていた。つまり、「『満洲国』問題は日中間の最大の懸案として持ち越される」（102 頁）。

第四章では、塘沽停戦協定後の「戦区」管轄問題をめぐる「善後交渉」をとりあげている。その主要な中国側アクターとして 1933 年 6 月 17 日設置された行政院駐平政務整理委員会（政整会）は委員長黄郛をはじめとし、委員には行政院系統のメンバーや東北軍関係者を含んでいた。この政整会は、たしかに、張学良は退任していたが、従来の北平政務委員会（常務委員、張学良）を継承しており、委員のうち約 7 割を占めていた（114-115 頁）。しかし、それは華北地域を中心とする「東北系要人」と「東北軍関係者」をどのように国民政府として政治的に再編成するのか、華北政治空間への影響力行使というナショナル・イシューとしての課題を内在させていた。その意味で、華北地域政治は、日本軍側の圧力を直接受けつつ、国民政府の中央政府としての政治的意思がどの程度作用しうるのかが問われていた。その後、華北地域政治をめぐる日本側アクターと国民政府側アクターの対抗、さらに、河北省地域政治にかかる東北系をはじめとする地方政治勢力との矛盾関係が顕在化するにいたる。

第五章は、そうした塘沽停戦協定後の「満洲国」と華北地域との新たな関係性を制度化する、「通郵・通車」問題をめぐる日本側の強硬な立場とそれに対応する中国側の抵抗について分析する。「満洲国要因」は、この 1934 年 3 月の「満洲国帝政実施」に対する汪兆銘

の 2 月 21 日付発言「溥儀の皇帝僭称について、華人は極めて憤激している」に示されるごとく（148 頁），また「満洲問題解決セサル限り国民ノ感情ハ止マス・・・・国民ハ満洲ノ回復ヲ前提」（148 頁）していると判断せざるをえないほどの政治的大気圧として作用していた。加えて，その直後には，4 月 17 日の「天羽声明」が発表され，国民政府外交部スポーツマンも「中国の主権と独立は如何なる国であれどんなに僅かであれそれを侵害するならば容認できない」と反論した（149 頁）。日本側は，1934 年 11 月には，駐華武官会議で「国民政府ヲ打倒シ親日区域ヲ拡大スルノ国策ヲ遂行スル」と申しあわせていたという（164 頁）。もちろん，「停戦協定は，華北を国民政府治下から切り離す」ことにあった。ほぼ同時期，蒋介石は徐道鄰名儀で「敵か？友か？－中日関係の検討」を公表し，中国側の前提是日本側が「領土侵略を放棄し，東北四省を返還する」にあると強調していた。この基本的構図のうえに 1935 年後半期の日本側の「華北分離工作」があった。

第六章は「梅津何応欽協定」を分析し，「陸軍中央が，今次問題処理にあたって関東軍および支那駐屯軍に大きな権限を与えた（現地解決主義）ことと，「それを通して中国の対日政策全般を改めさせるという，より大きな目的実現のためであった」と指摘する（196 頁）。ここに，中国側にとっても「満洲」・華北のリージョナル・イシューがどのようにナショナル・イシュー化するのかという論点が内在している。

第七章では，1933 年 6 月 17 日設置された北平政務整理委員会が 1935 年 8 月 29 日廃止されるにいたる経緯を分析し，国民政府側の華北行政機構再編の意図は，政整会と軍分会の廃止によって「現地主義」ではない公式外交の場に華北問題を引きもどすこと，河北省政府の東北系軍政幹部を解任することなどにあった（214-215 頁）。とくに，河北省主席の于学忠の転出（6 月 6 日）は，日本軍側の要求であった。その限りで，1930 年中原大戦以来の東北・華北地域政治を担った東北政務委員会系統の華北地域政治空間における終焉を意味することとなった。

第八章は，華北政治空間再編成としての「冀察政務委員会の成立過程」をとりあげるが，特に注目すべきは，1935 年 12 月 12 日中央政治会議での蒋介石報告にある「もし情勢が許せば，（何応欽が）行政院駐平弁事長官に就任する。それができないなら，西南政務委員会の現状を参照し，冀察政務委員会を設置する」という二段階政策の提起であった（245-250 頁）。この「弁事長官」構想は，「弁事長官政制要綱」に具体的に規定されていたが，職権は「北方各省・市の行政事務を指揮，監督」し，「北方の軍・警察・保安組織を管理」し，軍民両政の権限のみならず，「北方の渉外事項を処理」するなど，「全権処理」しうる機能を付与するものであった（246-247 頁）。こうした構想について著者は，日本側の「華北分離工作が激化するなかで軍分会廃止に追いこまれた国民政府は，日本側の要求を汲み取りつつ，その華北五省の『自治』工作をのみこんでしまうような，相当思い切った対抗措置を取ろうとしていた」ととらえる（248 頁）。現実には，西南政務委員会の存在を意識しつつ，かつ日本陸軍中央の「何応欽等南京要人ヲシテ北支時局ヲ処理セシムルコトハ極力之ヲ排撃」

(12月3日) するとする圧力のもとに、1935年12月11日政務委員会モデルにもとづき宋哲元を委員長に任命した(251-254頁)。

「華北事変」期をとりあげてきた本書は、日本側「華北分離工作の限界」についてこう述べる。「日本軍は、当初目指した『北支五省』はおろか、河北省一省の分離さえ実現することができず、事態収拾策として国民政府が構想した冀察政務委員会の設置、つまり国民政府の地方行政機構の枠組を認めざるを得なかつた点で、華北分離工作の失敗は明らかであつた」(255頁)。この日本側の「失敗」を導びくにいたつた中国側の、単に華北問題に限定されない国民国家としての政治的凝集力の蓄積とその政治的到達点は、著者のいうように中国国民党指導下の国民政府の推進しつつあつた「11月の幣制改革に続き、12月に開催した国民党第五期中央委員会第一次全体会議で1936年5月5日の憲法草案公布、同年11月12日の国民大会開催を決定し、経済・金融面に続いて政治面での統合も着実に進行していることを内外に示していた」ところに求められる(255-256頁)。もちろん、日本側の傀儡政権としての「冀東防共自治委員会」成立(11月25日、12月25日「冀東防共自治政府」に改称)に対する北平における「抗日意識の高揚と拡大」は12・9運動を生みだし、「国家統合」を支える「国民統合」の新たな段階を画しつつあつた。「支那ハ崩壊ノ道程ヲ辿リツツアリ」とする中国認識の言説とは対極にある現実が展開していたといえよう。

IV

さて、1930年代前半期中華民国国民政府とその社会を、著者のいう形成途上にある「不完全な国民国家(主権国家)」論と概括した場合、その国民国家としての形成過程を視野に入れる必要がある。何年か前にRobert I. Rotberg編による“*When States Fail: causes and consequences*”(Princeton University Press, 2004)を読んだ時、この分析は現代の諸国における、「国家の失敗と崩壊」現象を、とくにアフリカ諸国の“Failed States”を事例にとりあげたものとしてしか意識しなかつたが、内田尚孝氏の本書を読みすすめるなかで実は近代国民国家形成史としてこの論点を敷延しうるのではないかと考えるようになった。ロトバーグ氏執筆の序章“The Failure of Nation States”は、現代の国民国家システム内には、強力国家(Strong states)、脆弱国家(Weak states)、失敗(破綻)国家(Failed states)、崩壊国家(Collapsed states)の4類型がありそれぞれに指標があるとする。ここでは「脆弱国家」「失敗国家」について簡単にふれて、その含意がどのように歴史分析にも照射しうるのかにふれておきたい。

まず、ロトバーグ氏の議論は、なぜ、いかにして国家が失敗してゆくのか、という設定と同時に、いかにして「失敗国家」が復興再建しうるのかという政策提言的課題をも提起している点に特徴がある。すなわち、ひとたび形成された第一段階の国家が失敗する過程とその復興を視野に入れていると同時に、評者の関心からみて、失敗過程と復興過程分析の政治的含意こそ、国民国家としての対外的主権、対内的主権の形成過程分析に関連して

いると考えられる。

いうまでもなく、国民国家は対内的には、その支配の正統性を前提に政治的諸資源を「国民」に提供する統治能力を前提として成りたつ。その政治的諸資源には、安全、本質的自由（政治参加の自由、市場競争原理、政治制度、人権など）、インフラ設備、公共施設などが含まれ、「脆弱国家」は領域内のある地域では供給しうるが、ある地域には供給しえていないという特徴があり、多くの場合、多民族、多宗教、多言語といった国内的分裂要因を前提として「独裁者」支配のもとにある。また、国内の他の政治勢力による領土内割拠状態にあることもあり、領域内の均質支配を実現しえていない。と同時に、軍隊が政治化されていることもその特徴のひとつとなる。つまり、中央政府権力の政治的支配の正統性の空間的範囲が限定的であり、かつ、権力基盤としての社会的深度を示す垂直な正当性も不確定な状態にあるとする。これら「脆弱国家」との対比で、「失敗国家」は往々にして、中央政府軍が一つないしは複数の反政府勢力と戦闘を交えていることが多く、民族、宗教、言語的理由による社会的亀裂が深刻な状態となっている。しかし、現実の政府権力は、「憲法」があつたとしてもそれを超越している。政治的指導者は、立法機関や官僚システムを自己の私益に流用し、政治的諸資源の提供は支配者階層にのみ限定される。経済構造としても、閉鎖的システムを維持し、とくに乳幼児の死亡率が高く、制度としての民主主義は定着していない状況に置かれている。このような観察から、「崩壊国家」は、「失敗国家」の究極の状態を意味するとし、政治的諸資源は、特定の個人やルートでしか調達しえず、統治権力は、いわば空白状態にあり、政府機構そのものも機能喪失し、正統性の流出とともに、内戦が展開するととらえる。

ここには、「脆弱国家」から「失敗国家」、さらに「崩壊国家」というある種の国家状態の段階を想定する論理が提示されている。そして、そこからいかなる過程を経て復興しうるのかは、国際社会の側の課題でもあるが、対象国家と社会における平和構築、国内武装解除、法制度の整備と執行、警察機構の確立、個人の財産の保障と経済活動の再興などが、財政的安定、全社会領域の復興、再開発戦略策定の諸段階を経て回復するものとして想定することができるとする。逆にいえば、「崩壊国家」状態からの離脱過程を議論する視点を提供することになる。

ただ、ロトバーグ氏の分析枠組は、ひとたび「確立」されたと判断された国民国家がどのような内外の諸条件のなかで「失敗」「崩壊」するのかという点に注目しており、その点では国民国家形成過程途上の曲折という視角は後景に退いているというべきだろう。この視角をもってロトバーグ氏の論点を再読し、それにもとづいて、たとえ20世紀前半期の中国という政治空間はここでいう「脆弱国家」や「失敗国家」的国家状態に置かれていたとするにせよ、それぞれの段階でどのようにそうした状態から離脱しようとしていたのか、あるいは、「形成途上」における矛盾としてとらえなおす視角が不可欠の論点となる。これらの点が、対外的国際法的主権にかかる軍事的压力や侵略という国際的条件と結びつい

た時、国家と国民の対内的凝集力を生みだす契機となることも視野に入れるべきであろう。20世紀前半期にあっては、列強を中心とする国際社会の側がそのメンバーたりうると判断する条件は、当該国家権力の正統性と国内統治実態にあるとされるが、その相互関係性のあり方について、とくに、統治実態の形成について本書はどのような含意をもつであろうか。

V

ここで、少しロング・レインジな視点から本書の成果を位置づけるとすれば、紹介のなかでもすでにふれたように、日中の政治的関係性の岩盤にある「満洲要因」あるいは「東北要因」がとくに1931年以降の諸矛盾を規定しつづけてきたとする論点を、「華北事変」過程において証明したことになるだろう。

この論点を中国側の視圈に位置づけなおすと、第一に、1930年中原大戦を契機とした東北政務委員会の華北進出という現実が、東北・華北地域社会とその政治空間にどのような新たな政治的統合の基盤を提供したのかが問い合わせられることになる。すなわち、国民政府の「要請」によって華北三省二市を接収した東北軍系統は、東北政務委員会レベルの東北・華北地域政治空間を支える軍事的基盤を形成し、東北政務委員会は統一的行財政政策の東北・華北地域社会への浸透を図る主体として出現した。ここには、もとの東北四省を基盤とした枠組から、華北を含む新たな政治的社会的基盤の形成がある。東北地域社会と華北地域社会の1920年代を通じて形成されていた関係性の、より一層の緊密な結合段階が画期された。東北系列の軍事・行政官僚が華北各省の主要ポストを獲得した。日本側が1931年「満洲事変」で直面した現実とは、いわゆる「21カ条要求」にいう「満蒙分離論」的認識をすでに超えた、東北・華北地域社会の経済的・社会的相互依存関係の水準のもとでのさまざまな社会的政治的抵抗であった。その意味で、「満洲事変後」一年の間に東北から華北へ「流亡」せざるをえなかった約100万人という国内難民社会集団を華北地域社会が一定程度受け入れることになりえたのは、すでに政治的に華北へ進出していた東北政務委員会と東北軍の存在が前提されていたからであった。また、その後の展開を視野に入れるすれば、東北地域社会内での「義勇軍」や「反満抗日武装闘争」などとともに、華北や上海地域へ「流亡」した東北人のなかから形成された「国土回復運動」は「流亡ナショナリズム」(あるいは、ダイアスボラ・ナショナリズム)としての凝集力をもち、東北・華北地域社会のリージョナル・イシューをナショナル・イシューとして再構成する機動力を提供することとなった。

そこで、第二に、「満洲事変」から1933年3月熱河抗戦の敗北にいたる過程で張学良は引責辞任することになったが、東北軍系列および東北政務委員会の後身である「北平政務委員会」、さらに華北各省レベルはなお全体として東北系列の軍政勢力が優位を占めていた。この点は、とくに日本軍側にとって不都合な条件であり、その排除を中央政府として

の国民政府に要求するとともに、華北地域でのさまざまな「謀略」をすすめることとなつた。逆にいえば、東北・華北地域社会とその政治は、東北系支配のもとで国民政府の政治的管轄下に入っていたことを意味していた。

第三に、塘沽停戦協定を経て1935年6月には華北各省レベルの東北系列の軍政指導者は、国民政府の対日政策上の転換、あるいは華北事変下の日本軍側の直接的圧力によって排除されるにいたる。ここにいたって、華北地域政治空間における中原大戦後の東北政務委員会系列の政治的影響力はその役割を終える。それに代替したのが、国民政府の政治的選択でもあったが、東北の軍政系列の支配のもとで華北地方政治勢力として影響力を保ちていた宋哲元らの軍事指導者たちであった。その政治的形成物が冀察政務委員会にほかならなかった。日本側からみれば、東北・華北地域政治空間を支配していた東北の軍政系列を排除しえたが、その後、殷汝耕らのいわゆる「親日政権」を樹立するにはしたが、華北地域社会支配の主軸として宋哲元らの政治勢力を認めざるをえない政治的結果をもたらした。国民政府はなお不安定な政治的環境下にあったとしても、国内政治統合への統治能力と正統性確保の一定の水準を確保していたといえよう。ましてや、1934年10月以降中国共産党勢力を「長征」させる政治的到達点を獲得しえていたことも新たな条件となっていた。

最後に、このような文脈で東北・華北地域政治空間をとらえた場合、日中関係史における1930年代前半期は、東北要因がその政治過程に通底していたといいうるだろう。この東北要因としての国土回復イデオロギーは、華北という政治的回廊を経てやがてナショナル・イシューとしての「抗日救亡運動」とそのイデオロギーとしての「抗日民族統一戦線」や「抗戦建国」論へと接続することとなつた(269頁参照)。

本書の含意は、こうした東北要因を日本側がことごとく無視してきたことと、ナショナル・イシューの重要な一環を形成する「国民国家」的凝集力の増大が、まさに1930年代前半期を通じて蓄積されてきたこと、それに規定されざるをえなかつた日本側の対中国認識とその政策の限界を1935年末の時点で解きあかした点にあるといえよう。

本誌第14・15号(2004年9月30日)の評者の書評との関連でいえば、本書は、安井三吉『柳条湖事件から盧溝橋事件へ—1930年代華北をめぐる日中の対抗』(研文出版、2003年)が華北政治空間の現場における日中関係の対抗関係を実証的に分析した基盤のうえに、すでにふれたようにさらに一步新たな視角と歴史認識を切り拓いたものと評価できよう。その意味で、日本側の政治外交史の枠組を中国側のリージョナル・イシューのみならずナショナル・イシューと緊密に結びつけた関係史の到達点を示している。もちろん、そこには華北地域政治空間固有の力学が含まれており、その実証水準は十分に信頼に足るものと考えられる。ただ、たとえば史料として編纂されたものに『蔣中正總統檔案、事略稿本』第20卷(王正華編註、国史館、2005年)民国22年5月-6月、などがあり、こうした史料との対照も今後の分析課題のひとつとなろう。また、これも史料として編纂された制約をもつが、

『總統蔣公大事長編初稿』卷三（總編纂，秦孝儀，1978年）などをみると、一部蒋介石日記を引用している部分があり、本書第六章「梅津何応欽協定」には引用されていないが、当時の蒋介石の政治的判断とその背景を類推しうる材料がある。1935年6月25日の条にはこう述べている。「弱國之實力，在國民之忍耐與其自立，能忍耐則不爲意氣債事，能自立則無求於人」。さらに、6月30日の条に「此次事變，實等於『九一八』之鉅禍，而全國知識階級與軍人皆能仰體政府之意，忍辱沈毅，而毫無幼稚蠢動之氣，此實四年来國民最大之進歩，而其對政府信仰之程度，亦可測見其大概，此實爲復興之基礎，對此不禁興喜懼之感」とあり、本書の議論を補強しうる史料となっている。華北地域の現場でのマルチ・アカイバルな研究がここに結実した。今後、たとえば同時期に出版された沈予『日本大陸政策史（1868－1945）』（社会科学文献出版社、2005年）や熊沛彪『近現代日本霸權戰略』（社会科学文献出版社、2005年）、また、坂野良吉「塘沽停戦協定の多面的性格－分析的アプローチによる試論－」（『上智史学』第51号、2006年11月）などの成果との対話をさらにすすめることによって、日中関係史研究のプラットホームを構築されることを期待したい。（2007年2月12日）

（汲古書院、5 + 306 + 19頁、2006年、7,500円）

（にしむら しげお・大阪外国語大学）